

令和 8 年第 5 回上越市議会 9 月会議

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第 7 9 号	退隠料等に関する条例の一部改正について	人事課	1～5
議案第 7 3 号	令和 8 年度上越市一般会計補正予算(第 3 号)	総務課ほか	6～7

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 9 号
提 出 課	人事課

退隠料等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国の普通恩給及び扶助料の改定を踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 退隠料及び遺族扶助料の年額を改める。（第 4 条、附則第 2 項関係）
- (2) 令和 7 年度における退隠料の取扱いについて定める。（附則第 3 項、附則第 4 項関係）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

4 退隠料等に関する条例改正案新旧対照表

※「改正案」と「改正前」は次ページ以降に表記

改 正 案

(適用の読替え等)

第4条 前条の規定により高田市退隠料条例の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) 同条第1項	(略) 全文	(略) 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和8年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。																															
		<table> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th><th>退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の者に支給する退隠料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>1, 208, 600円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>906, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>725, 100円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>606, 500円</u></td></tr> <tr> <td>65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>906, 400円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料</td><td>9年以上</td><td><u>906, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>725, 100円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>606, 500円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="4">遺族扶助料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>845, 100円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>633, 800円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>507, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>431, 900円</u></td></tr> </table>	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 208, 600円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>906, 400円</u>	6年以上 9年未満	<u>725, 100円</u>	6年未満	<u>606, 500円</u>	65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）	退隠料についての最短年金年限以上	<u>906, 400円</u>	65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>906, 400円</u>	6年以上 9年未満	<u>725, 100円</u>	6年未満	<u>606, 500円</u>	遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>845, 100円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>633, 800円</u>	6年以上 9年未満	<u>507, 000円</u>	6年未満	<u>431, 900円</u>
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額																															
65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 208, 600円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>906, 400円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>725, 100円</u>																															
	6年未満	<u>606, 500円</u>																															
65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）	退隠料についての最短年金年限以上	<u>906, 400円</u>																															
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>906, 400円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>725, 100円</u>																															
	6年未満	<u>606, 500円</u>																															
遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>845, 100円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>633, 800円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>507, 000円</u>																															
	6年未満	<u>431, 900円</u>																															
(略)	(略)	(略)																															

改 正 前

(適用の読替え等)

第4条 前条の規定により高田市退隠料条例の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) 同条第1項	(略) 全文	(略) 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和6年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。																															
		<table> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th><th>退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の者に支給する退隠料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>1, 163, 300円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上9年未満</td><td><u>697, 900円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>583, 700円</u></td></tr> <tr> <td>65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料</td><td>9年以上</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上9年未満</td><td><u>697, 900円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>583, 700円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="4">遺族扶助料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>813, 400円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>610, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上9年未満</td><td><u>488, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>415, 700円</u></td></tr> </table>	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 163, 300円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>872, 400円</u>	6年以上9年未満	<u>697, 900円</u>	6年未満	<u>583, 700円</u>	65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）	退隠料についての最短年金年限以上	<u>872, 400円</u>	65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>872, 400円</u>	6年以上9年未満	<u>697, 900円</u>	6年未満	<u>583, 700円</u>	遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>813, 400円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>610, 000円</u>	6年以上9年未満	<u>488, 000円</u>	6年未満	<u>415, 700円</u>
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額																															
65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 163, 300円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>872, 400円</u>																															
	6年以上9年未満	<u>697, 900円</u>																															
	6年未満	<u>583, 700円</u>																															
65歳未満の者に支給する退隠料（公務傷病年金に併給される退隠料を除く。）	退隠料についての最短年金年限以上	<u>872, 400円</u>																															
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>872, 400円</u>																															
	6年以上9年未満	<u>697, 900円</u>																															
	6年未満	<u>583, 700円</u>																															
遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>813, 400円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>610, 000円</u>																															
	6年以上9年未満	<u>488, 000円</u>																															
	6年未満	<u>415, 700円</u>																															

(略)

(略)

(略)

改 正 案			
	同条第3項 (略)	全文 (略)	同条第4項 <u>令和8年3月31日</u> 以前に給付事由の生じた前項に規定する退隠料又は遺族扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。 (略)
2 略			

改 正 前		
同条第3項 (略)	全文 (略)	同条第4項 <u>令和6年3月31日</u> 以前に給付事由の生じた前項に規定する退隠料又は遺族扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。 (略)
2 略		

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 3 号
提 出 課	総務課

歳出科目（P14～P15）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
---------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
庁用事務費等関係費	83,827	8,751	92,578

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	8,751	委託料	5,031
		使用料及び賃借料	3,720

【補正理由】

市の事業等で使用するマイクロバスの運行に係る経費が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	庁用自動車運転業務委託料	22,223	5,031	27,254
使用料及び賃借料	自動車借上料	18,945	3,720	22,665
合 計		41,168	8,751	49,919

(参考)

区 分			当初予算	現 状
市バス	専任運転手（市職員） 1 台	人件費	1 人	不在 （特別職運転手が対応）
	運転業務委託 4 台	委託料	4,410 時間	5,454 時間（見込み）
その他	バス借上 （運転手含む）	借上料	31 件	89 件（見込み）

※マイクロバスの専任運転手（市職員）が不在となり、運行体制に変更が生じたことから委託時間及び借上件数が増加している。

提 出 課	人事課
-------	-----

歳出科目（P14～P15）	2 款 1 項 9 目	恩給及び退職年金費
---------------	-------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
恩給及び退職年金費	1,164	34	1,198

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	34	恩給及び退職年金	34

【補正理由】

国の普通恩給及び扶助料の改定を踏まえ、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
恩 給 及 び 退職年金	退隠料、遺族扶助費	1,164	34	1,198
合 計		1,164	34	1,198